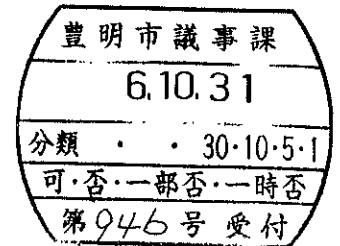


<参考>様式第4号

令和6年 10月31日

豊明市議会議員 殿



研修会・講演会等参加報告書

議員名 青木 けんじ

令和6年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日 付	研修先	研修項目及び成果等
令和6年10月9日 ～ 10月10日	岩手県 盛岡市 「トーサイクラシ ックホール岩手」 (岩手県民会館)	第19回 全国市議会議長会研究フォーラム 1日目 ・基調講演 「人口減少社会における地域の未来 図」 ・パネルディスカッション 「地方議会の課題と主権者教育」 2日目 ・課題討議 「主権者教育の取組報告」 別添：報告書

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

令和 6 年度
研修会・講演会等参加報告書

令和 6 年 10 月 31 日
豊明市議会議員 青木 けんじ

令和 6 年 10 月 9 日（水）～10 日（木）
岩手県盛岡市 トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）
第 19 回 全国市議会議長会研究フォーラム

10 月 9 日（水）

□「人口減少社会における地域の未来図」

菅 義偉 第 99 代内閣総理大臣
講演中止 ビデオレターでのご挨拶

□「地方議会の課題と主権者教育」

コーディネーター： 井柳 美紀 氏（静岡大学人文社会科学部法学科教授）
パネリスト： 土山 希美枝 氏（法政大学法学部教授）
： 越智 大貴 氏（一般社団法人 WONDER EDUCATION 代表理事）
： 渡辺 嘉久 氏（読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局）
： 遠藤 政幸 氏（盛岡市議会議長）

【 井柳 美紀 氏】

「主権者教育の新たな展開」

○地方議会の役割の明確化

- ・議会への関心を高め理解を深める主権者教育を一層推進させる。
- ・出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずる。
- ・立候補者の教育も主権者教育。

【 土山 希美枝 氏】

「誰がための主権者教育か」

○議会と市民の間にある「へだたり」

- ・議会がなにをしているか。
- ・議員が何をしているか、という理解度に対する調査。

○若者と社会の間にある「へだたり」

- ・自分や自分の意思決定、作用に対する肯定感の弱さ。

○議会は「教育」として何が行えるか

- ・誰が対象か。（すべての子ども・若者に同じ機会を提供するのか）
- ・手法は教育に値する内容か。

○議会の本来機能は何か、そこからみたときの「子ども・若者議会」の機能は何か。

○子ども・若者からみたときの機能と価値。

- ・未来の市民として

○「学び合う」という機会を会という場で発揮する。

○子ども・若者のための議会と学校の連携。

【 越智 大貴 氏】

「若者の政治・社会への意識から考える主権者教育の必要性」

○若者は、政治や社会をどう捉えているか。

- ・若者は、政治に関心がないから選挙に行かないわけではなく、どうせ変わらないから選挙に行かない。一方で、社会のために役立ちたいとも思っている。
- ・議会の役割として、交流の機会を増やし、「自分の意見が聞いてもらえる」「自分のアイデアが反映されるかも」と感じられる機会を増やす。

○学校現場における主権者教育の現状。

- ・学校での主権者教育は「政治的中立」と「授業準備」というハードルにより、選挙についての知識や模擬投票体験などが中心。
- ・模擬投票などはイベントになってしまい継続性がない。
- ・学校でもリアルな政治が扱いやすい環境をつくる必要性。

○政治（家）との交流は、子どもたちの政治意識の醸成に大きく影響する。

【 渡辺 嘉久 氏】

○若者が選挙に行かないのは、政治を知らないから間違った選択をして人を選んで世の中が悪くなるのが嫌という思いがある。

○投票は「こうありたい」未来を実現することの理解の必要性。

○「政治」は「未来」。

- ・「政治とつながる＝「未来とつながる」、「政治を考える」＝「未来を考える」
⇒「自分の未来を創造する」。

【 遠藤 政幸 氏】

「盛岡市議会の取組み」

○高校生議会開催。

- ・議会による主権者教育として、高校生が経験する機会を設けたい。
- ・議員にとっても刺激を得る機会としたい。

○平成 29 年、平成 30 年、令和 3 年、令和 4 年と 4 回開催。

○開催にあたっての考え方。

- ・盛岡市議会として主権者教育に取り組むものであること。
- ・議会の役割を理解し、市の施策を身近に感じる機会であること。
- ・議員が高校生と直接交流する場であること。

10月10日（木）

□「主権者教育の取組報告」

コーディネーター： 河村 和徳 氏（東北大学大学院情報科学研究科准教授）
パネリスト： 白鳥 敏明 氏（伊那市議会前議長）
： 諸岡 覚 氏（四日市市議会議員）（第83代議長）
： 服部 香代 氏（山鹿市議会議長）

【 河村 和徳 氏】

「地方議会と主権者教育」

○理想と現実

理想

- ・主権者教育は、基本的にシチズンシップ教育であるべき。
- ・地域の社会的課題を自ら認識し、経験を含めた形で社会を改善していく力を養う方向にもっていくべき。
- ・社会には多様な意見があり、多様な意見があることを理解する。

現実

- ・地域の享受（制度の理解）が中心、正解を教えようとする。
- ・投票者重視（模擬投票）の教育。
- ・実施の主体が「公（教育委員会、選挙管理委員会）」・・・連携の不十分さ。

○選挙権年齢の18歳引き下げの論点

- ・知識の提供だけでなく、実践の場の提供も必要。

○選挙と選挙後の連続性を理解させる必要

- ・地域で異なる意見が存在し、それをぶつけあうことで合意形成をしていくプロセスの理解。

○現在の主権者境域で感じる限界

- ・模擬投票に偏りすぎた教育
- ・政治的中立の足枷

○政治に参加する方法

- ・簡単な政治参加の方法「署名する」、「選挙で投票する」
- ・団体をつくり、社会に働きかける「陳情活動」「デモの実施」
- ・政治家や団体への献金
- ・選挙活動を手伝う（ウグイス嬢など）
- ・政策の提案
- ・究極には立候補

○アプローチを考える

- ・発達段階に合わせた議員とのコミット
 - ① 地域や者団体の意見の集約
 - ② 政策に関して審議する
 - ③ 様々な視点から意見を発信する
 - ④ 主権者教育を担う
- ・総合学習的な発想

地域の課題を発見し、それを議論し、改善策を提案するサイクルが「政治」であるなら ⇒ 地域の課題の棚卸し ⇒ 政策の進捗状況を調べる。

【 白鳥 敏明 氏】

「高校生の議会傍聴と意見交換会の取組」

- 平成 30 年の市議会議員選挙が無投票に。議員のなり手不足に危機感を抱く。
- 平成 30 年 6 月 全議員参加の「魅力ある議会づくり検討会」を設置。
- 議会への関心を高める方策として
 - ・若い世代、特に高校生に関心を高めてもらうために、高校生の議会傍聴、意見交換会等を企画
- 高校生の議会傍聴、意見交換会、グループ懇談を実施した結果
 - ・高校生より様々な意見や提案が出された。
 - ・意見交換に参加した高校生による請願が提出され、全会一致で採択。
 - ・高校生からの要望を執行部へ提出。
- 高校生から出た課題点
 - ・議会はもっと SNS を活用すべき
 - ・議事録は活字が多い。端的な内容にして読みやすくすることが必要
 - ・議員がやっていることをもっとアピールしてくれれば、興味を持てる
 - ・意見交換会を定期的に行って、多くの意見をくみ取ってほしい。
 - など

【 諸岡 覚 氏】

「あなたと議会をつなぐ」

- 出前型意見交換会「ワイ！ワイ！GIKAI」。各常任委員会が、地域の高校・大学に出向いてテーマをもとに意見交換会を開催。
 - ・グループに分かれ、それぞれのテーマでグループディスカッションした後、グループごとに内容と感想発表。
 - ・中学生対象にも開催
- 今後は各種業界団体、各種労働組合など、制限を設けず、幅広い対象との交流を目指す。
- 高校生議会
 - ・高校生を対象に 30 人程度を募集し、テーマごとの委員会に分かれ、意見交換を行い、本会議の場で意見書の採決を行う。

【 服部 香代 氏】

「山鹿市議会が取り組んだシチズンシップ教室」

～なりたい職業ランキングベスト 10 入りを目指して～

- 山鹿市議会の課題
 - ・開かれた議会になっていない
 - ・住民の理解と関心が得られていない
 - ・なり手不足
- なぜ、小学校でシチズンシップ教室を
 - ・議員のなり手不足・・・どんな仕事かわからない
 - ・「民主主義」を学ぶ・・・政治に主体的にかかわるため
 - ・経験を子どもの時から経験しておくことが大事
- シチズンシップ教室で伝えたいこと
 - ・議会について知る

- ・議員の仕事を理解する
- ・選挙の意義や、投票の大切さがわかる

○絵本「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」を活用して、投票、開票、結果について説明

○子供たちの感想

- ・投票の大切さを知れた
- ・議員の仕事がしてみたいと思った
- ・議員がどんな仕事なのか分かった
- ・真剣に考えて選挙で選んでいこうと思った

□所感

若い世代の人たちは、議会がどんなところなのか、議員とは何をしているかを理解していないがために、投票などの行動に移すことができない。また、自らの行動で何かが変わることはないと考えているために、無関心に感じられるかもしれない。しかし、一方では自分たちも何か社会の役に立ちたいとも考えている。

主権者教育において、選挙の知識や模擬選挙だけではイベントとして終わってしまう可能性がある。

議会の傍聴、意見交換、グループ懇談などの機会をより多く設け、実体験として感じられることが求められている状況である。

ただの知識として取り込む教育ではなく、自らの動きが自分たちの生活環境を改善することにつながることを理解し、実際の行動へと移ることになるような工夫をもって主権者教育に取り組む必要がある。

そういった一連の活動が実を結んで、議員のなり手不足解消、投票率向上につながることをなる。



追加研究

【盛岡市郷土伝統芸能継承発展及び担い手育成に関する条例】

豊明市には伝統芸能として愛知県指定無形民俗文化財 大脇の梯子獅子や豊明市指定無形民俗文化財 上高根の棒の手などの無形民俗文化財がある。

大脇梯子獅子では保存会員として20年以上かかわってきた中で、伝統芸能の継承・発展、後継者育成などに人材確保や資機材などの調達に苦慮することがあり、他の地域においても同様なことが想定されることから、かねてより、他の地域における伝統芸能継承・発展などにも目を向けて、情報収集してきました。

近隣では朝倉の梯子獅子なども地域の中だけでは、後継者が賄いきれない状況にあり、近隣からの担い手が参加している状況にあります。

今年度の議長会フォーラム開催地、盛岡市には、「盛岡市郷土伝統芸能の継承発展及び担い手育成に関する条例」があること把握していましたので、今回、改めてその内容等について情報を集めました。

コロナ禍により活動機会が減少し、郷土伝統芸能の継承及び後継者の育成について、深刻な後継者不足に直面し、郷土伝統芸能の断絶が生じる状況にあることを受けて、「伝統芸能振興」の中でも「郷土伝統芸能を担う人づくり」をこれまで以上に推し進める必要があると判断。

「盛岡芸術文化推進計画」を策定し取り組みを進めていたが、さらに計画の上位に位置する条例の策定が必要との結論に至る。

○郷土伝統芸能の継承発展と新たな郷土伝統芸能野創造を担う人づくりに積極的に取り組むことにより地域のつながりの再構築と地域活性化、シビックプライド醸成、及び盛岡にかかわりたいという思いを抱く「交流人口」「関係人口」の拡大に資するとともに、盛岡を将来にわたり希望と活力にあふれるまちとすることを目的とする条例を、令和4年の9月定例会で議員発議により制定。

○条例策定のポイント

1. 存続自体が危ぶまれている「郷土伝統芸能」の継承、及び「後継者育成」の強化に

つながる内容とする。

【郷土伝統芸能の定義】

「盛岡固有の」伝統芸能やお祭り、民俗芸能等

【後継者育成】

- ・郷土伝統芸能の継承発展及び担い手育成における発表の場の確保という意味で、

既存の「発表会」の継続実施にとどまらず、必要な施設の整備を求める。

2. 観光資源としての地位を確立している郷土芸能やお祭りについても、その訴求力を

より一層高めるとともに、「必要な施設の整備（常設講演施設）」や「地域活性化」につながる内容とする。

【必要な施設の整備（常設公演施設）や地域活性化】

- ・施設の整備により、その施設が「練習の場」「道具置き場」「発表の場（常設公演）」として複合的に機能する施設として活用される。
- ・観光客や市民が通年において郷土伝統芸能に触れる場を提供できることになり地域が活性化する。

3. キーポイント「部局横断」、「市民協働」、「財政支援」

○盛岡市の郷土伝統芸能

- ・さんさ踊り（岩手県指定無形民俗文化財、盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・念仏剣舞（国指定重要無形民俗文化財、岩手県指定無形民俗文化財、盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・神楽（岩手県指定無形民俗文化財、盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・田植踊（盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・獅子（鹿）踊（盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・太鼓（盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・駒踊り（盛岡市指定無形民俗文化財）〔外山駒踊り保存会（活動休止中）〕
- ・七つ踊り（盛岡市指定無形民俗文化財）
- ・盛岡芸妓

○盛岡市への問い合わせ内容と回答

1. コロナ禍による活動機会の減少による後継者不足は、どのようなヒアリングから判明しましたか。

議員による各種団体へのヒアリング

2. コロナ以前の後継者取り込み、育成はどの様に行われていましたか。（当該団体や行政として）

盛岡市所在の指定無形民俗文化財（郷土芸能）及び無形文化財（古武道）の保持団体が加盟する盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会に対し、「後継者育成助成金」を交付し支援したほか、「青少年郷土芸能フェスティバル」や民俗芸能伝承活動に関する研修会を開催している。また、チャグチャグ馬コ行事での引き手、乗り手の一般公募や、山車運行に係る引き手等の公募を実施し、関係人口の拡大に努めた。

3. 条例を制定するうえで、観光資源として発展させる意味合いと、郷土伝統芸能の絶え間ない継承への思いとでは、ウエイトとしてはどの様に考えられましたか。

いずれも重要と考える。

4. 各種ある伝統芸能に対して、施設の整備などは、同じようになされているのか、演技や伝統芸能の規模などから、おのずと差が出ると思われるが、その基準などはいかがでしょうか。

団体の規模により基準の差は設けておらず、助成金の額については同一としている。

5. 各種団体に対し、条例制定に向けて、説明やヒアリングなどは行われましたか。

議員が各種団体へヒアリングを行っている。

6. 保存会等、伝統芸能を継承、後継者育成している当事者の方々は、条例についてどのような受け止め方をされていると思いますか。

保存団体が無形民俗文化財等の価値を再確認し、継承することの大切さを改めて実感していると思われる。また、周知不足により、当事者の方々の認知度は低いと推測されるため、今後は機会を捉え、広く周知していきたい。

7. 活動が休止になっている団体は、今後どのような方向性で考えているでしょうか。(廃止、再興など)

活動の再開を希望している。

動休止団体については、休止後も盛岡市指定無形民俗文化財保存連絡協議会へ引き続き在籍していただき、協議会の活動について、資料の送付を行うなど、情報の共有を行っている。

8. 条例制定後、目に見える変化はありましたか。

保存団体が無形民俗文化財等の担い手であるとの認識が強まり、団体と市で協働して行う必要があると考える方が増えた。

所感

国、岩手県、盛岡市の各指定無形民俗文化財が数多くある盛岡市においても、条例を制定するまでの対応を迫られるほど、郷土伝統芸能の後継者不足の状態にある。

特に地域が限定され、広域性が低い伝統文化などは、後継者不足に悩まされることは、なおさらである。

改めて、伝統芸能の継承・発展、後継者育成には、保存会等の方々のみの活動では困難な状況にあると考えさせられた。

しかし、各指定無形民俗文化財が数多くある盛岡市だからこそ、条例制定の意義があったのかもしれないと感じた。

人々の心を躍らせ、気持ちを高揚させる重要な文化として、地域に根付いた民俗伝統芸能を絶やすことなく、次世代につないでいくことは、大切な責務であるが、伝統芸能に対する市民の方々の思いが醸成されていないと条例を制定しても、意味がないことである。

当該団体と市、市民が一体となり民族芸能の保護・継承、後継者育成への思いが集結できたことが条例制定による、産物かもしれない。

保存団体の方々や市民の方々に伝統芸能の継承・発展、後継者育成に傾ける思いを喚起させることが重要になる。